




補償内容

保険金をお支払いする場合、保険金のお支払額、保険金をお支払いしない主な場合

(1) 基本補償

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金 	死亡保険金  保険期間中の行事に参加している間の事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	保険金額 ^(*) の全額 ※保険期間中に、既にお支払いした後遺障害保険金がある場合、保険金額 ^(*) からその額を差し引いてお支払いします。 (※) 保険金額とは、保険証券の「死亡・後遺障害」に記載の保険金額をいいます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 自動車等の無資格運転、飲酒運転または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 乗用具を用いて競技等をしている間のケガ ● ビッケルなど登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動中のケガ ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ(天災危険補償特約をセットする場合は保険金をお支払いします。) ● むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの^(注) ● 入浴中の溺水(当社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ● 原因がいかかなるときでも、誤嚥^{えん}によって発生した肺炎 など
	後遺障害保険金  保険期間中の行事に参加している間の事故によるケガのため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	保険金額 ^(*) × 約款所定の保険金支払割合(100%~4%) ※保険期間を通じ、合算して保険金額 ^(*) が限度となります。 (※) 保険金額とは、保険証券の「死亡・後遺障害」に記載の保険金額をいいます。	
	入院保険金  保険期間中の行事に参加している間の事故によるケガの治療のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に入院した場合	入院保険金日額 × 入院日数 ※事故の発生日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。	
	手術保険金  保険期間中の行事に参加している間の事故によるケガの治療のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に約款所定の手術を受けた場合	① 入院中に受けた手術 入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 入院保険金日額 × 5 ※1事故につき1回の手術に限りです。また、1事故に対して、上記①と②の手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとしします。	
	通院保険金  保険期間中の行事に参加している間の事故によるケガの治療のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に、約款所定の通院(往診、訪問診療およびオンライン診療を含みます。)をした場合	通院保険金日額 × 通院日数 ※事故の発生日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。 ※通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギプス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	

※既に存在していた身体の障害または病気の影響等によりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(注) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(2) オプション補償

特約	特約の概要
天災危険補償特約	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガのときも、保険金をお支払いします。
熱中症危険補償特約	保険期間中の急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、保険金をお支払いします。
食中毒補償特約	細菌性食中毒およびウイルス性食中毒により被った身体の障害もケガに含まれるものとして、保険金をお支払いします。